

目 黒 区	関係法令
グレーチングバルコニーの取扱い	建築基準法第2条第1項第1号 建築基準法施行令第2条第1項第2号

原則グレーチングバルコニーも建築面積対象と考える。ただし、一戸建て住宅の小規模なものについて、以下の要件すべてに適合するものについては建築面積に不算入とする。

1. 適当な隙間（開放率60%以上）があること。
2. 奥行き2m、幅4m未満であること。
3. 床を支える柱・筋交いについては必要最低限（原則両端2本）とする。
4. バルコニー設置階及び下階部分は、建物に面する部分以外の部分、かつ、バルコニー周長の1/2以上が外気に開放されていること。  
開放条件は、隣地境界から有効500mm以上、敷地内の建築物から2000mm以上の離隔があることとする。
5. バルコニー手すりについては、転落防止として1.3m以下とし、開放性があること。  
また、バルコニー手すりより上部には、庇以外の柱、梁などを設けないこと。
6. バルコニー上部の庇、軒など雨仕舞いは必要最小限（500mm以下）とすること。
7. 延焼にかかる部分については、柱、梁、壁、床等是不燃性のものとするか、外壁と同等の仕上げとすること。（FRPは可能とする。）
8. 1建物につき1箇所、1層のみとする。
9. 地上1階から2層目以下に設置すること。

※これらの取扱いは、目黒区において建築確認を受ける場合の取扱いであり、指定確認検査機関に建築確認を申請する場合は、申請先の機関に確認すること。

